

「競争入札の参加者の資格に関する規則の一部改正」の概要

1 概要

(1) 営業種目について

- 入札に参加するためには、定められた「営業種目」ごとに資格を有する必要があります。
- 従来は、中小小売業者保護の観点から、定款に「百貨店業」の記載がある業者（以下「百貨店登録業者」という。）に対し、「百貨店」以外の営業種目への登録を認めていませんでした。
- 中小企業の保護を目的とした百貨店法や大規模小売店舗法が廃止され、百貨店を規制する法的根拠がなくなったことを踏まえ、百貨店業者に特化した営業種目「百貨店における販売物品」を廃止します。

(2) 等級別発注基準額について

- 県では、公共工事の入札参加希望者を、「土木工事」、「建築工事」などの7種類の工事に分類し、事業者の経営規模や経営状況、技術力等を踏まえて計算される点数に基づいて、A～D（造園工事はAからC）の等級区分を定めて入札参加資格を2年更新で認定（現在は、令和7・8年認定）しています。
- また、各等級区分ごとに入札に参加可能な発注金額（以下「等級別発注基準額」という。）を競争入札の参加者の資格に関する規則で定めています。
- 国土交通省では、令和2年以降の物価上昇を踏まえて、令和7年度の発注工事から、発注標準額を一律1.14倍へ改正したことから、これに合わせて本県も同様の率で改正します。
- 電気工事・管工事は、等級区分Dの業者数の減少を踏まえ、区分Dを廃し3区分とします。
- 水道施設工事は、随意契約が400万円まで可能となったことを踏まえ、等級区分Cの下限額を廃止します。